

鳥取県の知財への取り組み

～「知の地域づくり」を目指して～

鳥取県商工労働部産業開発課

目次

1. 地域産業の特質
2. 関連施策の状況
3. 知財施策の成果と課題
4. 新たな試み
5. 自立に向けて

鳥取県では、地域の自立と再生に向け、とっとり発の技術を活かした産業集積を図るために産学官連携の強化を行うなど、「知」を大切にされた地域づくり「知の地域づくり」を積極的に推し進めています。そこで、知財に対する取組みを重点課題のひとつと捉え、今後取組むべき知財施策の目標や方向性を定めた「とっとり知的財産活用プラン」を策定、さらに「知財を活用できる風土づくり」などの政策目標を達成するため「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」を平成18年4月1日に制定しました。

本条例では、産学官連携に金融機関を加えた「産学金官」(*)及び「県民」の取組を規定しており、県が一体となって知財を活用した地域経済の活性化を目指してまいりたいと考えています。

※いわゆる「産学官」の取組みの中で、金融機関に「産」に対する支援という役割を明確にするため、本県では、平成18年度より「産学金官」と呼称しています。

1. 地域産業の特質

鳥取県では製造業が主要産業のひとつであり、製造品出荷額に占める「電子・電気産業」の割合が約5割と全国でも最も高くなっています。特に、電子部品は、

国内外のメーカーに供給され、世界中のハイテク電子・電気製品の生産に不可欠なものとなっています。

ところが一方では、小規模な中小企業が多く、大手企業の下請け構造となっていること、素材移型構造となっていることなどの問題も存在しています。このため、企業が技術力・競争力を身につけ、高付加価値化、収益性重視の産業構造への転換が政策課題となっています。

2. 関連施策の状況

(1) 事業実施に向けた連携体制

① 日本弁理士会との事業連携協定

知財への意識啓発及び人材育成を効果的に実施することを目的として、条例制定と同時に日本弁理士会と事業連携協定を締結しました。

② 産学金官連携

これまで、「産学官連携企画推進会議（商工団体・大学・行政等で構成）」の中に知財ワーキンググループを設置し、各機関が取組むべき課題や知財を活用した産業振興等を検討し、共通認識を深めてきました。平成19年度より、実務者レベルによる鳥取県知的財産活用促進実務者会議を設置し、条例に規定した「産学金官」連携による具体的な事業を充実させるための検討を進めています。

(2) 中小企業等への支援

① 知的財産・ベンチャー発掘支援事業

産学官連携を強化することで、大学・高専等の知的財産を活用した新技術・新産業の創出、また地域ブラ

ンドの取得を目指した新産業・ベンチャー創出を促進するため、中小企業や組合等を対象に産業財産権の導入を含めた研究開発経費を支援しています。

② 次世代・地域資源産業育成支援事業

今年度より新たに創設した基金により、「地域の強み」である「地域資源」などを活用した県内中小企業の“実用化”に向けた活動や、事業化段階を迎える企業を支援し新事業、成長企業の創出を図っています。

(3) 公設試験研究機関によるバックアップ体制

鳥取県産業技術センターでは、今年度から地方独立行政法人となったことにより、独自の判断でプロジェクトチームの編成などが可能となり、県内企業のニーズにより迅速かつ柔軟に応えられる組織となりました。このメリットを活かし、産業技術に関する試験研究とその成果の普及、ものづくり分野における技術支援と人材育成等を積極的に展開しているところです。

(4) 人材育成

① 普及啓発

我々県の役割は、知財に関して初期段階の人達に「知的財産」という単語に対するアレルギーを取り払ってもらい、身の周りは意外と多くの知財で囲まれていることに気付いてもらうことが第一と考えています。そこからさらに起業家や企業の知財担当者などの目的意識の高い人達にとって、必要な知識が選択できる道筋を作ることを意識し、日本弁理士会の協力を得ながら、セミナーやシンポジウムスケジュール等を組み立てています。

② 液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業

本県内で集積の進みつつある液晶関連産業において専門的な知識・技術を有する中核人材の育成を目的に、高校、高専、大学、県内企業を対象としたスキル・レベルに応じた育成カリキュラムを作成し、実証講義を開催しています。

③ ものづくり基盤人材育成強化事業

本県内に所在する中小企業者・企業グループが大

学・高専等と共同で若手技術者を育成するためのカリキュラム開発に必要な経費を支援することにより、県内中小企業の企画設計からサンプル開発までの総合力のある人材養成を目指しています。

(5) 特許流通促進

国の所管する特許流通促進事業に基づき、今年度は新たに特許流通アシスタントアドバイザーを追加配置し、活動の充実を図っています。さらに県内の企業、大学等有する特許集を作成し、冊子の他、今年度開設した鳥取県知的財産ポータルサイト（※）による情報発信に努めています。また、これまで大学が行ってきた首都圏での技術発表会等に、今年度初めて公設試験研究機関も加わることとなり、さらに今後は地元企業の技術について、積極的にPRしていく場を検討しています。

※「とっとりの知的財産」(<http://www.tottorichizai.com/>)

(6) 知財に関する相談窓口

条例制定と同時に、知財に関する相談などを受け付ける窓口として、産業開発課内に知的財産担当として2名の担当者を配置しました。知財に関する全般的な問合せへの対応、また弁理士や鳥取県知的所有権センターへの橋渡しや情報提供を行っています。

3. 知財施策の成果と課題

知財に対する取組みは、まだ緒についたばかりで、具体的な検証は困難ではありますが、知的所有権センター等への問合せは増加傾向にあり、これまで多数を占めたアイデア段階の相談から、具体的な特許出願に関する相談へ転換している点などは、県民の知財に対する意識向上の表れと考えられます。さらに、セミナー参加者が、知的財産に関する自社規程の作成に着手し、社内研修を検討するなどの自主的な動きが生まれつつあるなど、徐々に手応えを感じているところです。また、県公設試験研究機関等からの出願が増加してい

ることも、研究者の意識の高まりを示すものと捉えています。

一方、問合せ等の内容から、県内企業の抱える課題として、海外展開に当たっての知的財産のトラブル防止等の対応策、あるいは、ノウハウや社内機密の保持に対する要望が強いことも実感しています。この点については、セミナーカリキュラムの改善とあわせ、国際ビジネスを支援するための組織の拡充や専門人材の派遣事業、さらには知的財産業務従事者を育成する事業を検討し、知的財産を活用したビジネスモデルが創出される環境を整備していきたいと考えています。

また、セミナー等の参加者数は伸び悩んでおり、県民の関心がまだ決して高いわけではないという課題も挙げられます。今後は、普及啓発活動をこれまで以上に効果的に進めていくため、実務者会議等でその仕組みを検討していく必要があると考えています。

4. 新たな試み

(1) 弁理士定着促進事業

本県内の特許出願件数は、少ないながらもその分野は多岐にわたっています。経営資源の潤沢でない県内企業の知財活動を活発化させるためには、専門家たる弁理士の増加による企業ニーズへの対応強化が不可欠と考えています。また県外企業が本県に進出する意欲を促すためにも、様々な分野を担う弁理士を必要としており、県内に事務所を設置する場合の奨励金制度を創設しました。

※本稿執筆時点は申込み受付中

(2) 鳥取県知的財産マネジメント委員会の設置

県が保有している特許等について、適正な管理を行うため、外部の専門家によるマネジメント委員会を昨年度設置し、未実施案件の整理、出願予定案件の検討などを行っています。委員会での議論は県の研究活動全般にフィードバックできる内容であり、研究員の意識改革への効果は非常に高く、今後さらに委員会の活用の幅を広げていくことを検討しています。

5. 自立に向けて

知財活動が活発とは言えない本県において、現時点で最大の課題である「県民の知財意識高揚」に向けた基盤づくりに努めているところです。しかしながら、日本弁理士会との協定終了後には、鳥取県として自立した取組みを展開していかなければなりません。そのために、産学金官で互いの強みを融合させながら、「意識」ととどまらず具体的な「利益」につながるような事業展開を検討していく必要があると考えています。知財環境が大きく変動している今こそ、県内産業が「知的財産」をキーワードに競争力を高めていくよう、県内のニーズと課題を的確に把握し、産学金官が鳥取の発展のために密に連携することで、条例の目的が達成されるよう邁進してまいります。

お問い合わせ先

鳥取県商工労働部産業開発課

TEL : 0857-26-7244

E-mail : sangyokaihatsu@pref.tottori.jp

URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63692>